



Trade Mark

商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 白井 里央子◇弁理士



令和3年特許法等の一部改正における商標関連の主な改正点とその施行日を教えてください。

(京都府 S. M)



1. 令和3年特許法等改正

新型コロナウイルス感染症の拡大による、非接触・リモート化の浸透等を踏まえ、デジタル化等の手続きの整備、企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、知的財産制度の基盤強化を三本柱とする、令和3年特許法等の一部改正が行われました。

2. 商標に関連する主な改正点

① 権利回復の要件の変更（令和5年4月1日施行）

下記手続きについて、期間徒過の場合に救済を認める要件の基準が「(手続きをすることができなかったことについて) 正当な理由がある」から「(手続きをしなかったことが) 故意によるものでない」に緩和されました。

- ・商標権の回復（21条1項）
- ・後期分割登録料等の追納による商標権の回復（41条の3第1項・3項）
- ・防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録（65条の3第3項）
- ・書換登録の申請（附則3条3項）

② 口頭審理期日等における当事者等の出頭のオンライン化（令和3年10月1日施行）

審判長の判断で、当事者および参加

人がウェブ会議システム等により、口頭審理期日および証拠調べ期日における手続きを行えることとなり、またウェブ会議システム等によりそれらの手続きに関与した当事者等は、同期日に出頭したものとみなすこととしました（43条の6第2項、特許法145条6項・7項新設、特許法151条）。

③ 海外からの模倣品流入に対する規制強化（令和4年10月1日施行）

商標法における「輸入」行為に、外国にある者が郵送等により商品等を国内に持ち込む行為を含むとの規定が新設され（2条7項）、外国の事業者が、通販サイト等で受注した模倣品（商標権侵害品）を日本国内の消費者（個人）に送付する行為が、発送方法や購入者の使用目的を問わず、税関における輸入差止めの規制対象になることが明確化されました。

ただし、本改正は「業として」の要件を廃止するものではありませんので、模倣品を個人使用目的で輸入する行為については、従来どおり商標権侵害には該当しません。

④ 料金改定（令和4年4月1日施行）

商標登録料（分納額含む）、更新登録申請（分納額含む）、防護標章登録料、

防護標章更新登録料、国際登録出願（商標）関係の個別手数料（登録料・更新登録料相当分）が、値上げされました（40条1項・2項、41条の2第1項・7項、65条の7第1項・2項、68条の30第1項・5項）。

⑤ 災害等の発生時における割増手数料の免除（令和3年10月1日施行）

大規模感染症や災害といった、商標権者等の責めに帰することができない理由によって法定期間内に更新登録料や商標登録料の分納後期分等を納付できないときは、割増登録料の納付を免除する規定が設けられました（43条1～3項）。

⑥ 国際商標登録出願における個別手数料の二段階納付の廃止等（令和5年4月1日施行）

国際商標登録出願における個別手数料の納付が、二段階納付方式から一括納付方式に変更されました（68条の19第1項、68条の30第1項）。

また、登録査定の記載事項をWIPO国際事務局を通じて保護認容声明とともに海外の出願人に電子的に通知することをもって、「登録査定の謄本」の送達に代えることができるようになりました（68条の18の2）。